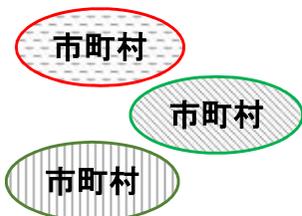


# 国保の都道府県単位化の概要

H28.8.23 苫小牧市国民健康保険運営協議会資料2

## 【現行】市町村が個々に運営

全道140万人 医療費5,200億円



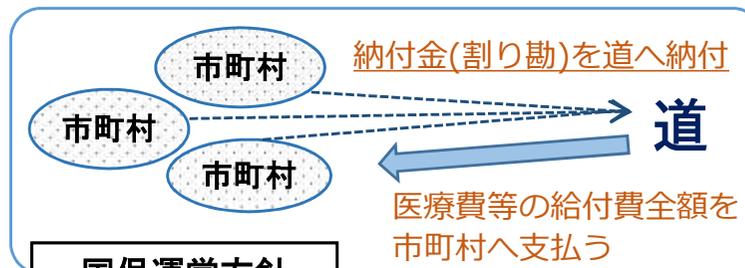
- ・ **国の財政支援の拡充**
- ・ **道が財政運営の責任主体**

保険証の発行、保険料の決定・収納(賦課・徴収)などは、これまでどおり市町村が行う。

### 国保の構造的な課題

- ・ 小規模保険者が多い。
- ・ 高齢者が多く医療費が高い。
- ・ 低所得者が多い。

## 【H30～】道が市町村とともに運営



### 国保運営方針 (道内の統一の方針)

- ・ 市町村ごとに納付金と標準保険料率等を設定。
- ・ 市町村事務の標準化・広域化で効率化を促進。
- ・ 医療計画などと連携した医療費適正化の推進。

## 改正による効果

- **負担の公平化**  
→ 保険料の「見える化」で公平な負担を議論。
- **財政の安定化**  
→ 市町村では歳出予算補正の必要がなくなる。
- **事務の広域化推進**  
→ 標準システムの活用等で事務を広域化し効率化。

## 持続可能な制度へ

## 納付金(割り勘)の算定方法

全道に必要な  
納付金の額

保険料見合い

全道の所得額に占める

**所得額のシェア  $\beta$**

全道に占める

**加入者・世帯数のシェア**

市町村の  
負担能力

年齢補正後の  
**医療費水準  $\alpha$**

$\alpha$  や  $\beta$  の値は変更可

留意点

- ① **負担の公平化・平等化**  
道内の保険料水準を平準化。
- ② **地域間格差の大きい所得水準の影響緩和**  
所得水準による納付金の差を係数等により調整。
- ③ **医療費水準の地域差を考慮**  
医療費水準による納付金の差を係数等により調整。
- ④ **保険料の収納率向上**  
収納率が低ければ保険料を上乗せする必要がある。

【現行】各市町村の医療費を支払うため、加入者ごとの負担能力に応じた保険料

【H30～】全道に占める市町村の負担能力(所得水準・加入者数)と医療費とに応じた保険料

### 納付金算定方法の検討

- ① **係数調整** → 医療費水準( $\alpha$ )や所得水準( $\beta$ )の係数による調整の度合い
- ② **財政支援** → 調整交付金や特例基金による激変緩和の規模
- ③ **実施期間** → 緩和の実施期間(基金は法律で6年間限度)
- ④ **比較基準** → 市町村ごとに異なる保険料を比較する基準を設定

激変緩和

## 今後の主な論点

- ① **全道の保険料水準の統一をどのように進めるか**  
→ 市町村ごとの算定とする限り統一は困難。  
→ 国のガイドライン以外の算定方法も検討。
- ② **現行保険料と納付金との差をどの程度とするか**  
→ 激変緩和の対象範囲や期間を検討。

# 国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

## 都道府県に設置される 国民健康保険事業の運営に関する協議会

|        |  |
|--------|--|
| 主な審議事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・国保事業費納付金の徴収</li><li>・国保運営方針の作成</li><li>その他の重要事項</li></ul>   |
| 委員     | <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者代表</li><li>・保険医又は保険薬剤師代表</li><li>・公益代表</li><li>・被用者保険代表</li></ul> <p>(*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p> |

## 市町村に設置される 国民健康保険事業の運営に関する協議会

|        |  |
|--------|--|
| 主な審議事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・保険給付</li><li>・保険料の徴収</li><li>その他の重要事項</li></ul>                           |
| 委員     | <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者代表</li><li>・保険医又は保険薬剤師代表</li><li>・公益代表</li><li>・被用者保険代表(任意)</li></ul> |

### 【変更点】

- ・委員の任期  
現行2年 → 改正後3年

※改正された国民健康保険法施行令の施行日以後に選任される委員に適用される